

久賀引山太鼓保存会規約

制 定 昭和51年 4月20日

改 正 平成15年 4月11日

第 1 章 総 則

第1条 本会は、平安時代中期貞観年間より伝わる久賀引山太鼓を受け継ぎ、後世の若者に周防大島の伝統芸能として保存する事を目的とする。

第2条 本会は、久賀引山太鼓保存会と称する。

第3条 本会の事務局は、保存会長の自宅におく。

第 2 章 事 業

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- ① 毎年9月に開催される八田八幡宮祭に太鼓を奉納すること。
- ② 毎年小学4年生になった児童を勧誘して加入させ、引山太鼓の普及促進に努め、青少年の健全育成のために寄与すること。
- ③ 自治体や商工会のイベントには、可能な限り参加し、地域振興に寄与すること。
- ④ 太鼓を通じて他地域との交流事業を行うこと。
- ⑤ 保存会の活動を周知するため、広く情報発信すること。
- ⑥ 関係諸団体との親睦をはかること。
- ⑦ 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 3 章 会 員

第5条 太鼓伝承に寄与する者なら、本会の承諾を得て加入する事ができる。

第6条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえ、脱退することができる。

第7条 本会の会費は、徴収しない。

第 4 章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 2 名
- ③ 監 事 1 名

第 9条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

第11条 監事は、本会の事業および会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

第12条 役員は、総会において選任し、または解任する。

第13条 役員の任期は、3年とする。

第14条 役員は、再任する事ができる。

第 5 章 総 会

第15条 総会は、毎年4月に会長が招集する。

第16条 規約の設定、変更または廃止と、事業計画および収支予算の決定または廃止については、総会の議決を経なければならない。

第17条 会長は、監事の意見書を添えて、事業報告ならびに決算関係書類を総会に提出して、その承諾を求めなければならない。

第18条 総会は、総会員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。

第19条 会員は、総会において各1個の議決権および選挙権を有する。

第20条 第19条の規定により、議決権または選挙権を行使する者は、書面または代理人をもってすることができる。ただし、代理人は、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

第21条 第20条の規定により、議決権または選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

第22条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 総会の議長は、会長が務める。

第 6 章 会 計

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第25条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。